実施方針に関する質問・意見に対する回答

■実施方針

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
1	実施方針	基本方針1) 学校給食 衛生管理基準への対応	1	第1	1	(5)			1)	a	衛生管理システムを構築するのは、民間事業者でしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	基本方針3) 食育の推進	2	第1	1	(5)			3)	a	地元食材の活用については、具体的にどのようにされる予定でしょうか。	令和6年度よりJAくまがやからの食材納入も始まったこともあり、使用する地場産物の種類や量を増やしていく方針です。 トマトピューレなど加工品を作る予定は現在はありません。
3	実施方針	基本方針3) 食育の推進	2	第1	1	(5)			3)	c	施設見学者への試食エリアの設置の有無をご教示下さい。 宜しくお願いいたします。	研修室で試食することを想定しています。
4	実施方針	基本方針3) 食育の推進	2	第1	1	(5)			3)	d	「自校式の良さも取り入れ」とありますが、センター方式の施設に取り入れる自校式の良さとは具体的にどのようなものでしょうか。	温かい給食等の提供と食育の推進です。 具体的には、高性能な食缶等を採用することにより温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たいまま提供することができることと、見学施設の充実やオンライン見学等の設備を整えることで食育を推進します。
5	実施方針	基本方針5) 災害対応・地域循環型社会への貢献	2	第1	1	(5)			5)	b	残渣のたい肥化の実施施設は計画に記載するものかご教示下さい。 宜しくお願いいたします。	場内での残渣処理は想定していません。現給食センターでは、市が委託するNPO法人が残渣を堆肥化しているため、新センターにおいても同様の取組を継続する方針です。
6	実施方針	基本方針5) 災害対応・地域循環型社会への貢献	2	第1	1	(5)			5)	b	年間の残渣量を教えていただけますでしょうか。	令和5年度の市全体の残渣量は、約131,873kgです。
7	実施方針	基本方針5) 災害対応・地域循環型社会への貢献	2	第1	1	(5)			5)	b	残渣について、独自処理のご提案は可能でしょうか。	No.5の回答を参照してください。
8	実施方針	基本方針5) 災害対応・地域循環型社会への貢献	2	第1	1	(5)			5)	b	基本方針5)災害対応・地域循環型社会への貢献の「b」に記載されている「残渣のたい肥化等を推進し、地域循環型社会に貢献する施設とします。とありますが、貴市の方で利用方法について具体的な考えはありますでしょうか。	No.5の回答を参照してください。
9	実施方針	基本方針5) 災害対応・地域循環型社会への貢献	2	第1	1	(5)			5)	b	残渣のたい肥化等を推進し、地域循環型社会に貢献する施設とします。と記載がありますが、施設内でのたい肥化との方針でしょうか。	No.5の回答を参照してください。
10	実施方針	事業の範囲	3	第1	1	(6)	ウ	(h)			各学校の配膳室の改修工事も含まれますが、各学校の図面資料等の開示を希望します。	改修対象とする学校のリスト及び図面資料は、要求水準書添付資料10として今後公表する予定です。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
11	実施方針	市が行う業務 食材調達業務	3	第1	1	(6)	エ	(a)			食材調達業務の中で、地元食材は年間どの程度調達される予定でしょうか。	No.2に記載のとおり、今後増やしていく方針ですが、将来の具体的な量は未定です。
12	実施方針	市が行う業務 食材検収 業務補助	3	第1	1	(6)	エ	(b)			実施方針では「食材検収業務補助」となっていますが、事業契約書第63条第1項では食材の検収業務自体を行うと記載されています。検収業務の主体は貴市か事業者か明確になるよう記載をお願いいたします。	実施方針のとおり、検収業務の主体は事業者であり、市は業務補助とします。事業契約書を修正します。
13	実施方針	市が行う業務 脱水等処理後の残渣回収・処理	4	第1	1	(6)	エ	(h)			脱水等処理後の残渣回収・処理は市が行う業務となっていますが、P.2の「基本方針5-b」に残渣のたい肥化等を推進とあります。事業者はたい肥化を行うための処理機器を設置する必要があるのでしょうか。	No.5の回答を参照してください。
14	実施方針	事業者の収入	4	第1	1	(6)	オ				入札予定価格の公表をお願い致します。	募集要項公表時に示します。
15	実施方針	事業者の収入	4	第1	1	(6)	オ				昨今の建設資材高騰により建設工事費は上昇しており、また、長期金利についても指標となるTIBOR等も上昇しておりますので、これらの上昇も加味した予定価格の設定をお願い致します。	ご意見として承ります。
16	実施方針	事業者の収入	4	第1	1	(6)	ォ	(ア)			建設一時金を控除した額を割賦払いと記載ありますが、何か月単位の支払いでしょうか。 宜しくお願いいたします。	4半期単位の支払いとします。詳細は事業契約書(素案)を参照してください。
17	実施方針	事業者の収入	4	第1	1	(6)	ォ	(ア)			本施設の設計及び建設に係る対価のうち、一定の額と記載ありますが、金額的に建設費の何パーセント位になるのでしょうか。 宜しくお願いいたします。	事業契約書(素案)を参照してください。
18	実施方針	事業者の収入 開業準備及び維持管理・運営に係るもの	4	第1	1	(6)	オ	(イ)			事業者が実施する開業準備等…支払いは年4回行うこととし、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。と記載されていますが、昨今、人件費並びに材料費等が著しく高騰しており維持管理業務においても改定検討を行うとの認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
19	実施方針	工区分け	4	第1	1	(6)	キ				「第Ⅰ工区」→「第1工区」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
20	実施方針	事業の実施 スケジュール （予定）	5	第1	1	(6)	ク				配膳室改修と記載ありますが、既存の学校を指定してください。 宜しくお願いいたします。	No.10の回答を参照してください。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
21	実施方針	事業の実施 スケジュール （予定）	5	第1	1	(6)	ク				第2工区既存施設撤去及び建設期間:令和10年7月～令和11年3月(9か月)とあり、また開業準備期間:令和10年7月～令和10年8月(2か月)、維持管理・運営期間:令和10年9月～令和25年7月(15 年間)とありますが、第2工区既存施設撤去及び建設期間の新給食センターに必要な駐車場運用をどの様にお考えかご教示下さい。そして第2工区既存施設撤去及び建設期間中の新給食センターへの見学バス運用(寄り付き等)についてお考えがあればご教示下さい。また第3工区の撤去工事と整備工事が完了するまでの間の見学バスの駐車場運用をどの様にお考えかご教示下さい。	前段について、第2工区における既存施設解体撤去期間は、第3工区等の別敷地での駐車場運用を想定しています。中段、後段について、工事の支障にならないように状況に応じて対応します。
22	実施方針	事業の実施 スケジュール （予定）	5	第1	1	(6)	ク				設計及び第1工区建設期間:令和7年12月～令和10年8月(33 か月)の期間中、敷地造成の時期と北側市道整備の時期、用水路付替えの時期の想定をご教示下さい。	用水路の付替え時期は渇水期に実施してください。(水路構造物の設置時期は事業者の提案に委ねますが、現水路の廃止と新設水路への機能の切り替えは渇水期に行うことを条件とします。) その他は事業者の提案に委ねます。
23	実施方針	事業の実施 スケジュール （予定）	5	第1	1	(6)	ク				配膳室改修期間(学校長期休暇期間):令和9年8月～令和10年8月とありますが、学校長期休暇期間の意味をご教示下さい。また要求水準書(案)に記載の「資料10:配送対象校の配膳室の改修内容」のご提供をお願い致します。 4月上旬の募集要項等の公表から7月中旬の提案審査書類の受付までの期間にあまり余裕がありませんので、募集要項等の公表前のできる限り早い時期にご提供をお願い致します。	前段について、誤記です。配膳室改修期間は、令和9年度及び令和10年度の夏季休暇期間です。一部の学校に関しては、令和10年度夏季休暇中における業務実施が要件となります。(要求水準書(案)の記載内容を修正します。) 後段について、現在作成中ですので、順次公表します。
24	実施方針	事業の実施 スケジュール （予定）	5	第1	1	(6)	ク				維持管理・運営期間は令和10年9月からとなっていますが、同年8月末の登校日については、給食提供を想定していないでしょうか。	令和10年については、ご理解のとおりです。
25	実施方針	募集及び選定 スケジュール	7	第2	3						募集要項等に関する説明会及び現地見学会について、参加者の調整等ございますので、募集要項等の公表から1週間以上空いた日程での開催をご検討ください。	ご意見として承ります。日程が確定しましたら、連絡いたします。
26	実施方針	募集及び選定 スケジュール	7	第2	3						募集要項等に関する第1回質問に対する回答公表から参加資格審査書類の受付締切まで期間が短いことから、参加資格審査書類に関する回答公表は先行して公表いただくことをご検討ください。	ご意見として承ります。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
27	実施方針	募集及び選定スケジュール	7	第2	3						令和7年8月下旬に事業者ヒアリングを行うとありますが、出席者は構成企業・協力企業に限定されるとの認識でしょうか？例えばファイナンシャルアドバイザー業務等各種アドバイザリー業務を行い、SPCと直接契約を締結しますが、構成企業・協力企業にならない企業は、ヒアリングに参加できないのでしょうか。	ご理解のとおり、ヒアリングの参加者は構成企業と協力企業に限定します。
28	実施方針	事業参加希望者との対話の実施	8	第2	4	(3)					個別対話には、調理企業しか参加できないのでしょうか。	質問対象の対話（1月実施予定）については、実施方針に示す参加資格を有する調理企業のみ参加申し込みが可能です。その他の企業は、調理企業と同席することは可とします。
29	実施方針	事業参加希望者との対話の実施	8	第2	4	(3)					対話について「本事業に参加を希望する調理企業との個別対話を～」とありますが、設計企業や建設企業等も参加は可能でしょうか。	No.28の回答を参照してください。
30	実施方針	募集要項等に関する質問の受付・回答	8	第2	4	(6)					提出した質問に対し、事業者側から非公開の希望を出すことはできますでしょうか。	非公開希望（理由を明記すること）の質問は可とします。ただし、公表資料に不十分な点があるケースなど、質問・回答の内容を公開する必要があると市が判断する場合は、非公開の希望に関わらず公開します。
31	実施方針	直接協定の締結	9	第2	4	(12)					「(12)」ではなく「(13)」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
32	実施方針	応募者の構成と定義	10	第2	5	(1)					代表企業の出資割合ですが、最も高ければ50%未満でもよろしいでしょうか。	構成企業以外の企業の出資比率が50%未満であれば、ご理解のとおりです。
33	実施方針	応募者の変更及び追加	11	第2	5	(5)	ア				「参加資格確認基準日以降に応募者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、～」とありますが、例えば昨今の物価上昇の観点から、提案コストの金額が上限価格に収まらない可能性を理由に、参加資格要件を満たすことを前提として、構成員の変更を申請するということは認められるのでしょうか？	第2　5(5)に記載のとおり、原則構成員の変更は認めません。市がやむを得ないと判断した場合のみ可能です。 ご質問で示される例に関しては、参加資格申請後に急な物価上昇による影響が顕在化したことなどが、根拠となる統計データと共に示されるケースであれば、変更を認める可能性はあります。
34	実施方針	共通の参加資格要件	11	第2	6	(1)	ア				熊谷市建設工事…又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則に基づく資格者名簿に登載されていること。 についてですが、令和7・8年度熊谷市競争入札参加者名簿（物品）に登載されているとの認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。参加資格要件は、第2　6のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
35	実施方針	建設業務を行う者	13	第2	6	(2)	エ	(エ)			ドライシステムの学校給食施設、特定給食施設又は食品工場等の施工実績を有することと記載されていますが、実績を証明する書類は何を想定されていますでしょうか。 竣工図でご判断される認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。竣工図以外でも確認できるものであれば構いません。
36	実施方針	建設業務を行う者	13	第2	6	(2)	エ	(エ)			ドライシステムとありますが、食品工場等の施工実績は、ドライエリアの施工実績でよろしいのでしょうか。	食品調理エリアがドライシステムであることが条件となります。
37	実施方針	個別の参加資格要件 運営業務を行う者	13	第2	6	(2)	カ	(イ)			運営業務におけるドライシステムの学校給食施設における3,000食/日以上の証明として施設のパンフレット及び運営の契約書の複写を添付する事にて網羅できているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	実施方針	個別の参加資格要件 運営業務を行う者	13	第2	6	(2)	カ	(イ)			運営業務において、PFI案件等長期にわたって契約している案件において、契約の期間内であっても実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	実施方針	参加資格の審査	13	第2	6	(3)					前期(2)のオ～キに掲げる参加資格のうち、それぞれ「(ア)の要件を満たしていない者は次に掲げる書類を提出し、参加資格申請を行う必要がある」と記載がありますが、(ア)の要件を満たしていれば、14項の(ア)～(コ)の書類は提出しなくても良いという理解でよいですか。	ご理解のとおりです。
40	実施方針	提出書類及び提出期間	13	第2	6	(3)	ア				「参加表明書等提出期限日の1週間前までに所定の提出書類を受付担当課に提出する」とありますが、提出期限と1週間前提出期限の双方が記載されるという理解でよいですか。	参加表明書等提出期限日のみ記載します。
41	実施方針	参加資格の審査	14	第2	6	(3)	(ク)				業務経歴書は、個人の場合のみ提出する想定でしょうか。	法人の場合も必要です。可能な限り令和7・8年度熊谷市競争入札参加者名簿に登録してください。
42	実施方針	事業者の責任の履行に関する事項	16	第3	2						維持管理運営業務が始まるのは、第1工区の設計建設が完了する令和10年9月（開業準備は令和10年7月）までの長い期間、実務を行わない期間にもかかわらず、契約保証金若しくは相当の保険をかけ続ける事となります。これは入札額算出において大いに影響します。維持管理運営業務開始時までに付保する事も可と理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第13条を参照してください。 （当該条項は、最新の修正版を参照すること。）
43	実施方針	事業者の責任の履行に関する事項	16	第3	2						維持管理運営業務の契約保証金若しくは相当の保険等も求められていますが、保険で行う場合、一般的な保険会社では最長5年の保険しか取り扱っていません。契約期間全てを網羅できていなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	No.42の回答を参照してください。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
44	実施方針	事業者の 責任の履行に 関する事項	16	第3	2						契約締結において契約保証金納付を求めていますが、銀行金利をはじめ、公的費用や法務関係、税務関係の費用については、算出する納付額からは除かれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.42の回答を参照してください。
45	実施方針	事業者の 責任の履行に 関する事項	16	第3	2						契約保証金は契約金額の10%以上とありますが、施設整備段階と維持管理運営段階でそれぞれの契約金額の10%以上としていただけないでしょうか。	No.42の回答を参照してください。
46	実施方針	事業者の 責任の履行に 関する事項	16	第3	2						「事業契約締結にあたっては、契約の履行を確保するために、契約保証金を納付するものとする。（契約金額の 10 %以上。補償金に代わる保証等も可とする。）」との記載がありますが、契約保証金の金額は「契約金額の10%以上」ではなく事業契約第13条2項に記載のとおり、「サービス対価A及びサービス対価Bの元本額の合計の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額」という理解でよろしいでしょうか。	No.42の回答を参照してください。
47	実施方針	表1 リスク分担表（案）	17	第3	3					No.1	政策転換リスクには、優先交渉権者決定後に議会承認が得られないことも含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	実施方針	表1 リスク分担表（案）	17	第3	3					No.2	社会保障制度は直接事業収支に関係しますが、これは法令リスクに含まれるという認識でよろしいでしょうか。	リスク分担表No.3のリスクに該当するため、事業者負担です。
49	実施方針	表1 リスク分担表（案）	17	第3	3					No.11 ～12	No.11,12の第三者賠償リスクについて、事業者が適切に業務を実施していたにも関わらず、事業者側で対応するべき業務の範囲を超えた事象により第三者への賠償が発生した場合、（例えば、事業者で修繕するべき範囲を超えた施設の劣化を起因とした第三者への賠償等）については、事業者は責任を免れるという理解でよろしいでしょうか。	個別具体の状況に応じて、協議の上決定しますが、基本的には事業者の負担です。 新設施設では、事業者で修繕すべき範囲を超える劣化というものは想定困難です。
50	実施方針	表1 リスク分担表（案）	17	第3	3					No.16 ～17	No.16,17の不可抗力リスクについて、一定の金額までは事業者負担とした場合、不可抗力を事由とする建物や機械の修繕費用（設備入替等）は所有者である貴市が全額負担し、事業者の費用負担の範囲は維持管理業務に係る費用に限定して頂くようご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。詳細は、事業契約書（案）第97条を参照してください。 （なお、当該条項は、最新の修正版を参照すること。）
51	実施方針	表1 リスク分担表（案）	17	第3	3					No.18 ～19	表1【共通】No.18、19の物価変動リスクについて「一定の範囲を超える」とありますが、一定の範囲を具体的にお示しいただけないでしょうか。	1.5%を超える増減を対象とします。 詳細は、事業契約書（案）別紙2を参照してください。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
52	実施方針	表1 リスク分担表(案)	17	第3	3					No.18	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動と記載ありますが　一定の範囲はどのような解釈でしょうか。 宜しくお願いいたします。	No.51の回答を参照してください。
53	実施方針	表1 リスク分担表(案)	18	第3	3					No.35	No.35「市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの」については市のリスクとしていただけませんでしょうか。	ご指摘のとおり、市のリスクに修正します。
54	実施方針	表1 リスク分担表(案)	18	第3	3					No.35	35:「市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの」との記載ですが市の要求による変更ですので市の分担にして頂けないでしょうか。	No.53の回答を参照してください。
55	実施方針	表1 リスク分担表(案)	18	第3	3					No.35	表1【設計・建設段階】No.35の工事遅延・未完工リスク「市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの」については、市の負担としていただけませんでしょうか。	No.53の回答を参照してください。
56	実施方針	表1 リスク分担表(案)	18	第3	3					No.47	技術革新リスクにおいて、民間事業者が新しい技術を提案し、費用削減が可能になった場合の取り扱いはどのようになりますでしょうか。	維持管理運営業務期間中に、事業者が新技術の導入を提案する場合は、事業契約書(案)第22条に準じて取り扱うものとします。新技術の導入採否に関しては、市と事業者の間の費用分担、導入効果の配分割合を含めて協議により決定します。
57	実施方針	表1 リスク分担表(案)	18	第3	3					No.55	修繕費コストリスクについてですが、事業期間内に発生した修繕で、…予想を上回ったものに関しては事業者負担と記載されていますが、P17【共通】物価変動リスク⇒維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動に伴う費用の増減は市負担と記載されております。 人件費・材料費等の高騰に伴う費用の増加については、P4記載物価変動等を勘案し年1回改定検討を行うとの認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
58	実施方針	表1 リスク分担表(案)	18	第3	3					No.55	リスク分担のうちP17では施設整備及び維持管理運営段階の全ての期間、物価変動によるリスクは貴市の負担とあるが、P18の修繕費コストリスクの部分では、現在の表現では、事業者のみの負担と読み取れます。修繕費コストリスクのうち物価変動は貴市との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。一定の範囲を超える物価変動については、市のリスクです。
59	実施方針	表1 リスク分担表(案)	19	第3	3					No.74	運搬費用増大リスクにおいて、道路事情の悪化等民間事業者では対応できない状況も考えられます。そのリスクを民間事業者が負うことについては再検討いただけないでしょうか。	通常の道路維持修繕工事によって車線規制が行われ渋滞が生じるようなケースは、事業者のリスク負担とします。近隣に大規模な工場が誘致される等、交通事情の悪化等が予想される場合には、運搬費増大が出ないよう対応策を検討してください。なお、想定外の出来事について、別途協議します。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
60	実施方針	表1 リスク分担表(案)	19	第3	3					No.74	No.74「物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情の悪化による運送費増加など)」についてですが、近隣に大規模な工場が誘致されたための交通事情の悪化等、事業者に非のない運搬費増大も考えられますので、負担者についてはその場合を考慮して市の負担もご検討頂けませんでしょうか。	No.59の回答を参照してください。
61	実施方針	表1 リスク分担表(案)	19	第3	3					No.74	表1【維持管理・運営段階】運搬費用増大リスクの「交通事情悪化による運送費増加」に対し、事業者のみ負担となっておりますが、こちらは市と事業者の双方に「●」として頂けませんでしょうか。	No.59の回答を参照してください。
62	実施方針	表1 リスク分担表(案)	19	第3	3					No.78	P.4に配膳業務は市が行う業務と記載されていますので、この項目のリスク分担は市となるのではないでしょうか。	学校で分別した残渣を給食センターで事業者に計量していただきますので、No.78のリスク内容は「給食センターにおける残渣の計量」に修正し、リスク分担は事業者のままとします。
63	実施方針	その他条件	20	第4	1	(5)					ガス:なし(都市ガス中圧管を延伸し利用を想定)と記載がありますが、延伸時期を教えてください。 宜しくお願いいたします。	現時点で延伸時期は未定です。引込位置が決まってから東京ガスが引込位置までの延伸工事を行いますので、事業者は設計段階から東京ガスと調整していただく必要があります。
64	実施方針	その他条件	20	第4	1	(5)					ガス:なし(都市ガス中圧管を延伸し利用を想定)ですが、中圧管の延伸は自治体で整備して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	東京ガスが施工し、延伸工事の負担金が発生した場合は市が負担します。
65	実施方針	法制上及び 税制上の措置	23	第7	1						「現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。」との記載ですが、行政財産使用料や法人事業所税など施設を使用する上で掛かる税はないとの理解でしょうか	事業者の提案内容により行政財産使用料は発生します。(事業者事務所や調理員等の駐車場の使用料は発生しません。) なお、法人事業所税は不要です。
66	実施方針	事業用地概要	25	別紙1							本事業の対象である第1工区、第2工区、第3工区の内、第1工区が新熊谷学校給食センター建設用地とありますが、接続道路である北側道路又は南側道路は、建築基準法に示す接道要件を満足すると考えて宜しいでしょうか。あるいは第1工区と第2工区を併せて建築確認申請の対象敷地とするお考えがあるかご教示下さい。	第1工区と第2工区を併せて建築確認申請の対象敷地とします。新センターの供用開始にあたっては、仮使用認定とする想定です。
67	実施方針	事業用地概要	25	別紙1							建築確認申請上の申請敷地は第1工区と第2工区を合わせた1敷地と考えてよいでしょうか。	No.66の回答を参照してください。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
68	実施方針	事業用地概要	25	別紙1							第1工区と第2工区を1敷地にて確認申請する場合、令和9年の新給食センターの竣工、運用開始段階は建築基準法においては仮使用認定とし、第2工区の現給食センター解体、外構工事完了段階に全体の完了検査、検査済証受領とする手続きとなると考えてよいでしょうか。	No.66の回答を参照してください。
69	実施方針	事業用地概要	25	別紙1							第3工区は、現施設解体中に新センターの従業員および解体工事関係者の駐車場として無償で利用出来るという理解でよろしいでしょうか。	駐車スペースが空いていれば無償で使用可能です。そうでない場合は事業者にて確保ください。
70	実施方針	実施方針等に関する関する質問・意見書（様式2）	—	様式2							実施方針等に関する関する質問・意見書（様式2）について、word形式での記載となっておりますが、可能であれば次回の質疑書からExcel形式にしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。